

(協働のまちづくり支援事業)

「令和8年度 私が創る柳津町ミライプロジェクト」公募要領

※ 本事業は、令和8年度予算を活用した事業であり、町議会において予算が可決された場合のみ実施可能となりますので、予めご了承ください。

1 趣旨

本要領は、柳津町(以下、本町という。)が実施する「私が創る柳津町ミライプロジェクト」における施策の公募方法について定めるものとする。

2 事業目的

町民や企業、学生等から優れた施策を募集することで、生活様式の多様化に伴い複雑化する行政課題の解決や町政への町民参加推進を図る。

3 事業概要

町民や企業、学生等から施策を公募(参加資格等が異なる「一般部門」と「次世代部門」に分けて募集)し、提案を受けた施策は書類および審査会による審査を行う。

審査会では施策提案者が発表を行い、審査員が本要領「10・11」を基準に評価を行う。

原則、部門ごとにより高い評価を得た施策から予算額に達するまで採択する。なお、採択した施策は事業化し、施策提案者(提案者が未成年者の場合は、一緒に事業を実施する大人など、提案者より指名された行為能力者)へ業務委託する形により実施する。

4 事業費

(1) 上限額(事業あたり)

ア 一般部門 500千円

イ 次世代部門 100千円

(2) 対象経費

事業実施に要する費用全般

5 対象施策

下記、「(1), ア～エ」のいずれかに該当する施策でありかつ「(2), ア～オ」の全てに該当しない施策とする。

(1) 必要要件

対象となる施策は、以下ア～エに定める課題の解決を目的としたものとする。

ア 関係(交流)人口の創出・拡大

6次化や付加価値創出に係る連携、新しい観光資源(商品開発等)の創出に関すること。また、既存観光資源の整備や魅力の向上につながるもの。

イ 歴史・文化の継承

歴史・伝統文化の継承に関するもの(ワークショップ、広報資料作成 等)。

ウ 生活の利便性向上・健康促進

町民の生活環境改善または健康・活力増進に関するもの(スポーツ大会 等)。

エ その他

公共性が高い課題であり、町長が特に必要と認めるもの。

(2) 対象外要件

ア 団体が従来から行っている継続事業、および新規事業であっても実質的に同一とみなされる事業(過去、本事業により実施した事業を除く)

イ 柳津町及び他の公共団体の補助金等の交付を受けている事業

ウ 宗教的活動または政治的活動に関する事業

エ 特定の企業、団体および個人の利益を追求するための事業

オ 公序良俗に反する事業に関する事業

6 参加資格

提案施策の実行能力を有する者で、下記(1)~(3)のいずれかに該当する者とする。

次世代部門は下記(4),(5)の両方を満たす者を対象とする(この場合、下記(1)~(3)のいずれにも該当しなくても参加資格を有する者として取り扱う。)

(1) 本町に本籍地を置く個人または本町を中心に活動する団体

(2) 会津地域に事業所を有する企業または個人事業主

(3) 事業実施主体かつ上記(1)に該当する者と協力して事業を行う者

(4) 中学校、高校、大学、専門学校などに在籍する学生

(5) 事業期間中、1回以上本町内で活動することが可能な者

7 公募スケジュール

(1) 1月 9日(金) 公募開始

(2) 1月21日(水) 事業説明会

(3) 2月16日(月) 【一般部門】参加申込書提出期限

(4) 2月18日(金) 【一般部門】一次審査(書類)及び結果発表

(5) 3月 6日(金) 【一般部門】提案資料提出期限

(6) 3月 中旬 【一般部門】二次審査(審査会)

(7) 3月18日(水) 【次世代部門】参加申込書提出期限(初回)・審査

(8) 3月 中旬 審査結果公表(町HPへ掲載)

(9) 3月 下旬 仕様書協議

(10) 4月 1日 以降 契約

※ 二次審査の日程については、各参加者と調整のうえ決定・公表します。

※ 次世代部門は年間をとおして定期的に募集予定(予算上限に達し次第、公募終了。)

8 参加申込（部門共通）

（1）申込方法

ア 専用申込フォーム

下記、専用申込フォームから申込してください。

URL：https://forms.gle/6yhKcu795uRv52Pc9

イ その他

参加申込書を作成のうえ、メールや FAX、郵送、持込みによりお申込ください。

提出先：柳津町みらい創生課

住 所：〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 2 3 4

TEL：0241-42-2447、FAX：0241-42-2505

Mail：mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp

※ 持ち込みの場合は、窓口に来られた方のお名前等を記録させていただきます。

9 提出書類

下表の書類を提出してください。提出書類は部門により一部異なるためご注意下さい。

表 提出書類一覧

提出時期	一般部門	次世代部門
参加申込	<p>① 参加申込書（兼）一次審査書類</p> <p>代表者の名前、住所、連絡先及び下記、ア～エについて記載してください。</p> <p>※ <u>専用申込フォームから申込み場合は不要</u></p> <p>ア 選択した地域の課題について本要領「5，（1），ア～エ」から選択して記載。</p> <p>イ 取り組みたい事業</p> <p>ウ 地域がどう変わるか</p> <p>エ 事業費</p> <p>以下、（ア）～（ウ）から選択して記載してください。</p> <p>（ア）30万円以上～50万円以下</p> <p>（イ）10万円以上～30万円未満</p> <p>（ウ）10万円未満</p>	<p>① 参加申込書</p> <p>左に同じ。</p> <p>※「エ」は回答不要、（ウ）を選択しても可</p> <p>② 提案書類（任意様式）</p> <p>下記、ア～オについて記載してください。</p> <p>ア 事業の詳細</p> <p>イ 事業計画</p> <p>ウ 事業実施体制</p> <p>エ 事業費</p> <p>実際に要望する金額について記載してください。</p> <p>※ 上限 10万円</p>

参加辞退	<p>② 参加辞退書（任意様式） 辞退者が確認できる形で作成、提出してください。</p>	<p>③ 参加辞退書 左に同じ。</p>
審査会	<p>③ 提案資料（任意様式） 下記、ア～オについて記載してください。 ア 事業の詳細 イ 事業効果 ウ 事業計画 エ 事業実施体制 オ 事業費 実際に要望する金額について記載してください。）</p> <p>④ 参考資料 施策の参考とした資料でかつ審査会で使用予定のもの</p>	<p>※ 次世代部門は審査会を実施しません。</p>
業務完了	<p>⑤ 実績報告書 実績が確認可能な資料を提出してください。 ※ 詳細は審査会後に協議します。</p>	<p>④ 実績報告書 左に同じ。</p>

10 審査（一般部門）

（1）一次審査（書類）

提出された参加申込書により、本公募要領「5 対象施策」に適合しているかについて審査を行います。事前審査では施策の適否についてのみ審査しますが、不適合とした場合はその理由についても合わせて回答します。なお、審査にあたり提案内容について正確に把握するため、代表者に電話等によりヒアリングを行うことがあります。

ア 審査結果

令和8年2月18日（金）公表

イ 審査員

みらい創生課長

（2）二次審査（審査会）

ア 開催日時

令和8年3月 中旬

※ 各参加者と調整のうえ、決定いたします（日程によっては、下記「イ,ウ」が変更となる場合がございます。）。なお、日時が確定次第、別途参加者へ通知します。

イ 会場（予定）

柳津町中央公民館 やないづふれあい館（福島県河沼郡柳津町柳津下平乙 242-2）

ウ 審査委員（予定）

- （ア） 副町長（審査委員長）
- （イ） 教育長
- （ウ） 提案施策関係課長等
- （エ） みらい創生課長

エ 審査方法

提案者または提案者の代理人は審査会当日に会場へ集合のうえ、順番にプレゼンテーション（10分程度）と質疑応答（10分程度）を行います。

プレゼンテーションの方法については、原則、自由としますが、会場で使用できない機材等もありますので適宜お問い合わせください。なお、審査会の詳細（開始時間、発表の順番）は別途参加者へ通知します。

オ 評価基準

下記、表1,2のとおり。

表1 評価基準（一般部門）

No.	項目	評価ポイント	配点
1	実効性	<ul style="list-style-type: none">・複数人が協力して事業を行う体制となっているか（個人が提案する場合は、協力団体の有無）・資格等、適切な人材が配置されているか。・適切な事業計画となっているか。・事業費が適切に設定されているか。	10点
2	有効性	<ul style="list-style-type: none">・限定的ではなく、多くの町民が認知する課題か。・課題解決のため適切な手段が講じられているか。・町外への波及的効果が期待できる内容か。・町振興計画と親和性がある内容か。	10点
3	新規性	<ul style="list-style-type: none">・既存の取組とは異なる、新しい取組であるか。・継続、発展的な効果が期待される内容か。 <p>※ 過去、本事業により実施した実績のある事業について再度提案がなされた場合は、前回事業から追加された部分のみ評価を行う（以前とまったく同じ内容の場合、本項の得点は無しとする。）。</p>	5点

※ 得点基準：非常に良い10点、良い8点、普通6点、悪い4点、非常に悪い2点
〃 5点、〃 4点、〃 3点、〃 2点、〃 1点

(3) 提案施策の採択

各審査員の点数の合計から施策の順位付けを行い、順位が最も上位の施策から順に、予算に達するまで採択します。なお、予算超過により採択不可となった場合、以降の順位に予算範囲内で採択可能な施策がある場合はその施策を採択します。

※ 一般部門に応募した施策かつ合計得点が50点未満の評価を受けた施策については、前段の採択プロセスから除外することとする。

(4) 結果の通知

審査結果は提案者全員に通知するとともに、本町 HP でも公表します。

(5) その他

ア 審査会の様子は、原則、公開することとし、審査会場での傍聴や本町 HP へ提案者及び提案内容について掲載します。

イ 審査方法等については、提案者数等を考慮して変更となる場合があります。変更が生じた場合には、別途、提案者全員へ通知します。

11 審査（次世代部門）

(1) 書類審査（書類）

提出された提案書類（任意様式）について、以下のとおり審査します。

ア 開催期間

令和8年3月18日（水）※初回 から順次

※ 予算額に達した時点で募集を終了いたしますので、初回以降ご応募いただく際は、予め、みらい創生課へご確認ください。

イ 審査委員（予定）

(ア) 副町長（審査委員長）

(イ) 教育長

(ウ) みらい創生課長

ウ 評価基準

表2 評価基準（次世代部門）

No.	項目	評価ポイント	配点
1	実効性	・複数人または団体と協力して事業を行う体制か。 ・事業計画や事業費が設定されているか。	5点
2	有効性	・次世代（10～20代）の多くが認知する課題であるか。 ・課題解決のため適切な手段が講じられているか。	10点
3	新規性	・挑戦的で新しい取組であるか。 ・継続、発展的な効果が期待される内容か。	10点

※ 得点基準：非常に良い10点、良い8点、普通6点、悪い4点、非常に悪い2点
〃 5点、〃 4点、〃 3点、〃 2点、〃 1点

(2) 提案施策の採択

各審査員の点数の合計から施策の順位付けを行い、順位が最も上位の施策から順に、予算に達するまで採択します。なお、予算超過により採択不可となった場合、以降の順位に予算範囲内で採択可能な施策がある場合はその施策を採択します。

(3) 結果の通知

審査結果は提案者全員に通知するとともに、本町 HP でも公表します。

(4) その他

審査にあたり、提案された施策について正確に把握するため、ヒアリング等を実施する場合がございます。

12 その他

(1) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

本町と提案者との協議により委託契約に係る仕様書を確定後、契約を締結します。
なお、原則、仕様は提案内容のとおりとしますが、一部変更を要する場合があります。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議のうえ作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し、各部門において定める上限額以内の額により決定します。

ウ 代理人の指名

次世代部門に応募した 18 歳未満の提案者の事業が採択された場合、提案者は共同で事業を実施する者かつ行為能力を有する者を代理人に指名し、指名された代理人と契約することとする。

提案者が代理人を立てることが困難な場合、町が選定した候補者の中から提案者が代理人を指名することとする。

(2) 次年度以降の事業継続について

本事業で採択した施策について、「継続、発展的な効果が期待されるか」を評価項目の一つとしておりますが、本事業による委託業務終了後に当該事業が継続した場合に、本町事業として業務委託することを約束するものではありません。